

○由布市蜂駆除用防護服貸出要綱

令和 8 年 9 月 1 日

告示第 1 0 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれのある蜂等を駆除する者に対し、市が所有する蜂駆除用防護服（以下「防護服」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 防護服を貸し出す対象者は、市内において蜂等が営巣している建物若しくは土地の所有者又は所有者から駆除に係る承諾を得た者とする。

(貸出期間)

第 3 条 防護服の貸出期間は、原則として貸出日から 3 日以内とする。ただし、防護服の貸出予約状況に応じて、当該貸出期間を延長することができる。

(貸出料)

第 4 条 防護服の貸出は、無償とする。

(貸出申請)

第 5 条 防護服の貸出を受けようとする者は、防護服の貸出を受ける日に蜂駆除用防護服貸出申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときに防護服を貸し出すものとする。

(遵守事項)

第 6 条 貸出しを受けた防護服を使用する者（以下「借用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防護服を営利の目的として使用しないこと。

(2) 防護服を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(3) 防護服を破損又は紛失したときは、直ちに市長に報告し、市長が指示する弁済の責務を負うこと。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(4) 蜂等の駆除作業では事故が発生しないように十分な注意を払い、万が一事故が発生した場合は、借用者の責任において対処すること。

(免責)

第 7 条 市長は、防護服の使用に伴う蜂等の駆除により借用者又は第三者に生じた損害については、賠償の責めを負わない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。